

郡山保健所 「がん患者サロンとまと」

「がん患者サロンとまと」は、がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、同じ体験をした仲間が集い交流できる場です。今回は交流会とともに、がんの治療と食事に関する講演会を行いますので、初めての人も気軽に参加してください。(参加無料・要申込)

日時・内容＝①8月30日(火) 13時45分～16時
講演「がん治療と食事(1)～食べられないときはどうしたらいいの」と交流会

②11月29日(火) 13時45分～16時
講演「がん治療と食事(2)～バランスのいい食事って?」と交流会

(①②ともに、講師は、近畿大学医学部奈良病院 栄養部 がん病態栄養専門管理栄養士 菅野真美さん)

対象＝県内在住のがん患者・家族等

申込・問合せ＝住所・名前・電話番号・参加人数・参加日程を、郵送か電話・FAXで、郡山保健所 健康増進課 母子・健康推進係(〒639-1042 満願寺町60-1) (☎51-0196 ㊟52-6095)へ

ポリテクセンター奈良 近日開講 公共職業訓練 受講生募集

訓練科名＝①住環境コーディネーター科
②電気設備技術科

対象＝訓練を受講して再就職を希望する人

定員＝①②各16人

訓練期間＝10月4日(火)～平成29年3月29日(水)

訓練場所＝ポリテクセンター奈良(橿原市城殿町)

費用＝受講料無料(ただし、教科書代等は自己負担)

募集期間＝8月1日(月)～9月2日(金)

詳細・問合せ＝ポリテクセンター奈良(☎0744-22-5226) (地域振興課)

— 告 白 欄 —

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



電気通信事業法が
改正されました!

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(内線244)
相談受付 月～金曜
9時～16時

近年、携帯電話・スマートフォン・光回線などの電気通信サービスの勧誘・契約トラブルが多発しています。そこで、事業者や代理店に対する規制が強化されました。

▶その主な内容は、

① 説明義務の充実

- ・事業者・代理店の名称と連絡先
- ・電気通信役務の内容、料金、その他の経費
- ・契約変更・解約の条件、連絡先や方法などについて特に、高齢者や障害者など、配慮が必要な利用者には専用資料などを用意し、よりわかりやすい説明をすることが義務づけられました。

② 契約書面の交付を義務付け

契約成立後、遅滞なく契約内容を明らかにした書面を交付することが義務付けられました。

③ 初期契約解除制度の導入

「初期契約解除制度」とは、契約書面を受け取った日を含め8日間以内に相手の合意なく、ハガキ等の書面で通知すれば契約を解除できるものです。いわゆるクーリングオフに似た制度ですが、電話勧誘や訪問販売だけではなく、店舗販売や通信販売での契約も対象になります。その場合、契約解除までの間に利用したサービス料、工事費用、事務手数料を支払う必要があります。

ただし、店舗で契約した携帯電話やスマホなどの多くは、初期契約解除制度に代わる「確認措置」が適用されます。

※「確認措置」とは、電波の状況が不十分と判明した場合や、契約前の説明や書面交付が不十分な場合に限り端末を含めて契約解除できるものです。

サービスの内容が分からない場合や、契約する必要があるかどうか分からない場合は、すぐに契約しないで、ゆっくり検討してからにしましょう。

